

(1)市町村地域福祉計画の策定・実践支援

制度外サービスの整備・充実に向けた実効性の高い市町村計画の策定・実践への支援

(2)地域での支え合い活動の発展支援

市町村計画の実践としての地域での支え合い活動団体の設立・発展への支援

最も身近な地域福祉の担い手・民生委員の活動推進

県ボランティアセンターにおける各種情報提供及びマッチング支援

(3)社協機能の強化支援

本県地域福祉推進の中核的団体としての県社会福祉協議会の機能強化に向けた支援

(1)市町村地域福祉計画の策定・実践支援

制度外サービスの整備・充実に向けた実効性の高い市町村計画の策定・実践への支援

1 経緯・現状

地域福祉推進の中心計画となる市町村地域福祉計画は、平成15年の改正社会福祉法の施行により、その策定が努力義務とされました。

国策定指針が示すように市町村地域福祉計画の策定は、徹底した住民参加・参画を経ることで各地域での支え合い（共助）の意識を高揚し、その計画実践として、地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実を図る有効な手法です。

なお、より多くの住民が参加と議論を重ねることは、地域の実情に応じた福祉ニーズを的確に把握することにもなります。

県では、県内全市町村における策定を目指して、策定趣旨やその必要性の普及とともに、策定方法に関する研修や講演会、個別相談などの支援を行ってきました。

平成20年3月末日現在で、24市町村において計画が策定され、平成21年度末までには、全ての市町村において策定される予定です。

さらに、計画期間は概ね5年間とされており、平成20年度には4市町村において第二期計画が策定される予定です。

市町村計画の策定状況

	～H16	H17	H18	H19	H20 予定	H21 予定	計
1期計画策定市町村	10	1	4	9	13	5	42
2期計画策定市町村	-	-	-	-	4	5	9

H21年2月10日現在・県まとめ

2 課題

地域での支え合いによる制度外サービスの計画的な整備・充実に向け、市町村地域福祉計画は、その実効性を高めていく必要があります。

このため、市町村地域福祉計画の策定にあたっては、計画実践を見据えて、住民参加の徹底はもとより、地域での支え合い活動へのコーディネート支援

等を担う市町村社会福祉協議会との連携が必要不可欠です。

3 方針

県では、県社会福祉協議会との連携のもと、市町村に対し、住民参加の機会となる地区福祉懇談会（注1）の開催をはじめ市町村社会福祉協議会と連携した実効性の高い計画策定手法とノウハウの提案や提供（注2）と、計画実践にあたっては、地域ニーズを的確に踏まえた活動団体の設立支援や団体の活動発展支援などにより、計画策定から実践までを切れ目無くトータルで支援します。

「基本施策1の(2)の 」参照

（注1）地区福祉懇談会：市町村社協の支援のもと、主に小学校区（連合自治会）単位で、住民自らが地域の福祉課題と、その解決方法を話し合うことで意識を高揚し、具体的な行動（制度外サービス提供）に繋げる取り組み。

県内においては、20市町村内において取り組まれ、県内開催率は42%

県内の開催対象地区	うち開催地区数	開催率
382	161	42.1%

H21年1月1日現在・県まとめ

（注2）県社協と連携して市町村に対し「地域福祉計画の策定及び実践について」を提案（H19年6月策定、21年3月改定）（P102参照）

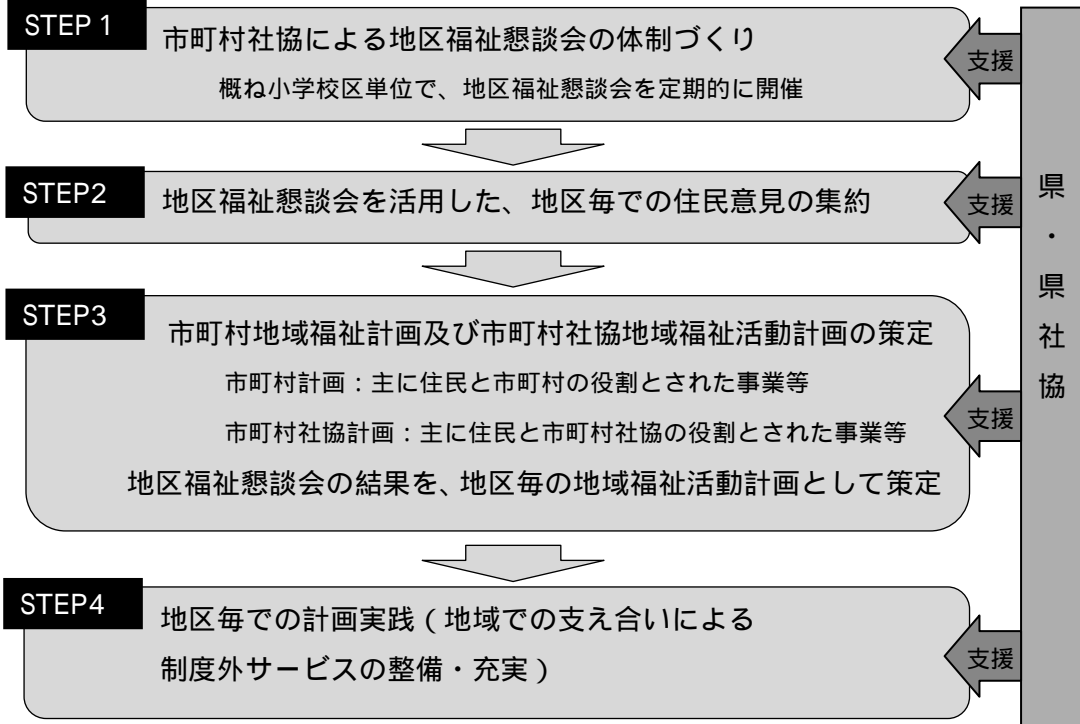
また、県社会福祉協議会との連携のもと、市町村と市町村社会福祉協議会が取り組む、市町村地域福祉計画策定時における住民参加・参画の機会ともなる地区福祉懇談会の開催と運営を支援します。

「基本施策1の(2)の 」参照

なお、平成19年の国通知（注）により新たに市町村地域福祉計画へ盛り込むこととされた「災害時における要援護者の支援方策」については、要援護者に係る情報の把握・共有や安否確認方法など必要な事項を岐阜県地域防災計画に基づく「岐阜県・災害時要援護者支援対策マニュアル」としてマニュアル化し、各市町村における、日頃からの要援護者に関する情報の適切な把握を通じた災害時など緊急事態の際の、迅速かつ適切な支援体制の整備を支援します。

（注）平成19年8月10日付け「市町村地域福祉計画の策定について」

市町村と市町村社協との連携による、実効性の高い計画策定プロセス（例）



P 107 参照

(2)地域での支え合い活動の発展支援

市町村計画の実践としての地域での支え合い活動団体の設立・発展への支援

1 経緯・現状

自治会等の範囲では、「見守りネットワーク活動（実施率約 51%）」をはじめ、地域の実情に応じて「要援護者支援マップづくり（作成率約 31%）」、「ふれあいサロン活動（実施率約 42%）」など、地域住民による福祉サービスの提供が広がっています。

一方、連合自治会（小学校区）の範囲では、「配食サービス（実施率約 47%）」は活発ですが、それ以外の「助け合い（生活支援）活動（実施率約 7%）」、宅幼老所の運営（実施率 10%）」については、取り組みは低調な状況にあります。

これらサービスを提供する活動体としては、自治会・町内会等が母体となった団体や、特に小学校区（連合自治会）範囲では、市町村社会福祉協議会の支援のもと、連合自治会等を母体とした「支部社協（組織化率 54%）」の組織化が進んでいます。

また、自治会など地縁に基づいた組織とともに、ある特定の目的のもと組織化されたボランティア団体（把握数：2,112 団体）や、特に近年、NPO 法人も着実に増えつつ（福祉等関係：235 団体）あり、地域において重要な福祉サービスの担い手として、意欲的な活動が展開されています。

さらに、「民生委員（厚生労働大臣から 4,379 人に委嘱）」には、各地域における活動の中心的な担い手ともなっています。

県では、各地域での民生委員活動を支援するとともに、平成 15 年度からは、地域の福祉課題を地域で解決していく仕組みとして、「ふるさと福祉村」の設立を推進してきました。

平成 17 年度には「公益信託ぎふ NPO はつらつファンド」を設立し、NPO 法人の活動内容に応じた支援に取り組んでいます。

また、平成 16 年国通達（注）による NPO 等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の制度化にあたっては、国と市町村との連携のもと、県内における NPO 等による円滑な身体障がい者

等への移送サービスの開始を支援しました。

なお、ふるさと福祉村事業は、市町村や市町村社会福祉協議会などとの連携が不十分であったことや、その運営基盤が脆弱であったことなどが指摘され、平成19年度から支援制度を見直したところです。

(注)平成16年3月6日付け「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」。なお、平成18年10月1日付けで道路運送法が改正・施行され、福祉有償運送に係る規定が整備された。

地域での支え合いによる制度外サービスの提供状況

自治会・町内会を範囲とした活動	見守りネットワーク活動	実施率：50.8%
	要援護者支援マップづくり	実施率：31.0%
	ふれあいサロン活動	実施率：41.9%
小学校区(連合自治会)を範囲とした活動	配食サービス	実施率：46.6%
	助け合い(生活支援)活動	実施率：7.1%
	宅幼老所の運営	実施率：9.9%

H21年1月1日現在・県まとめ

制度外サービスを担う主な団体の状況

活動・団体名	活動範囲	H15	H16	H17	H18	H19
自治会等	自治会等	-	-	-	-	8,689
ふれあいいきいきサロン	小学校区 連合自治 会等	-	-	1,048	1,520	1,452
実施率		-	-	-	-	40%
民生委員(人)		4,320	4,351	4,358	4,358	4,379
うち、主任児童委員		499	505	506	506	505
福祉委員(人)		6,133	-	4,715	5,408	5,978
地域福祉推進支援事業による活動団体		H19 から設立				8 2市町
連合自治会等		-	-	-	-	385
支部社協数		187	187	200	204	209
実施市町村(社協)数		18	-	19	20	19
組織化率(%)		-	-	-	-	54%
地区福祉懇談会数	-	-	-	-	177	
実施市町村(社協)数	13	-	24	23	20	
実施率(%)	-	-	-	-	46%	
ボランティア団体数	その他	2,000	2,387	1,807	1,846	2,112
人数		122,849	117,759	89,010	98,175	89,553
NPO法人数		200	270	357	440	474
うち保健、医療又は福祉の増進		70	90	120	148	156
うち福祉有償運送		H17 から制度化		24	31	31
うち社会教育の推進		18	21	27	31	34
うち男女共同参画社会形成促進		2	2	2	3	3
うち子どもの健全育成		20	23	31	39	42
ふるさと福祉村数		18	35	42	43	43

出典： 社協関係（自治会等、ふれあいいきいきサロン、福祉委員、連合自治会等、支部社協、地区福祉懇談会、ボランティア）は県社協まとめ
 その他（民生委員、地域福祉推進支援事業による活動団体、NPO法人、ふるさと福祉村）は県まとめ

（注）各数値について、連合自治会と支部社協と地区福祉懇談会など重複している場合がある。

（注）上記の他、日赤奉仕団、老人クラブ、子ども育成会などが地域で活動

2 課題

増加する要支援者の地域（在宅）での生活を支えていくためには、制度化されたサービスに加えて、地域での支え合いによる制度外のサービスが整備・充実され、一人ひとりのニーズに添って制度及び制度外サービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が求められています。

このためには同時に、地域のつながりの再構築のもと、住民が自主的・主体的に地域の福祉課題に対して、支え合いにより解決を図って（制度外サービス提供）いく福祉コミュニティの創造に向けた取り組みが必要となります。

3 方針

県では、県社会福祉協議会との連携のもと、次により、市町村地域福祉計画の実践等として、市町村と市町村社会福祉協議会による、支え合いの福祉コミュニティ創造に向けた制度外サービスを担う活動団体の設立や、拠点づくりを契機とした活動発展のための基盤・体制整備などへの取り組みを支援します。

県、市町村、市町村社協などからなる圏域ごとの「圏域別地域福祉推進協議会」による活動を強化し、地域での支え合い活動発展をはじめとする地域福祉施策の一体的・体系的・計画的な推進体制の構築を図ります。

圏域別地域福祉推進協議会では、特に、制度外サービスの整備状況等を把握と評価のうえ、地域での支え合い活動の発展に向け、きめ細かい支援を実施します。

地域の福祉課題の解決に向けて、県民一人ひとりが自主的・主体的に行動しようとする「支え合いの意識」の高揚を図ります。

「基本施策2の(1)」参照

地区福祉懇談会は、地域住民自らが地域における福祉課題を認識し、これに向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外サービスの提供）するきっかけとなる取り組みです。

このため、県社協との連携のもと、市町村と市町村社協が取り組む地区福祉懇談会の開催と運営を支援します。

市町村による、地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実を

図る実効性の高い市町村地域福祉計画の策定を支援します。

「基本施策1の(1)」参照

地域福祉の推進母体である市町村社協の機能強化に向けた、県社協による取り組みを支援します。

特に、市町村社協・福祉活動専門員による、地域での支え合い活動支援に関するノウハウと情報の蓄積や、コーディネート力と企画提案力の向上に向けた取り組みを支援します。

「基本施策1の(3)」、「基本施策2の(2)の 」参照

市町村と市町村社協が、市町村計画等の実践として、地域での支え合い活動団体の設立に取り組む場合に、県社協と連携し、ノウハウ等の提供と助成制度により支援します。

なお、団体設立支援にあたっては、地域内の医療・保健・福祉・介護など関係機関や既存の支え合い活動団体との連携・ネットワークの構築や、団体設立後の活動財源の確保の観点に、特に留意します。

地域内の制度サービスを含めた各福祉サービスの一層の連携・ネットワーク化のもと、一体的・一元的・計画的に地域での支え合い活動の整備・充実・発展を図っていくため、互いの顔が見える最大のエリアともいえる小学校区を支え合いによる制度外サービスの中核単位として位置づけ、その再構築を促進します。

このため、市町村と市町村社協が、概ね小学校区毎に、地域での支え合い活動の発展基盤であり、地域の関係機関・団体の一層の連携・ネットワーク化の契機、さらには、地域のつながりの再構築による福祉コミュニティのシンボルともなる活動の拠点づくりに取り組む場合に、県社協と連携し、ノウハウ等の提供と助成制度により支援します。

特に、県社協との連携のもと、地域の要支援者を把握し、他の制度外サービスの基盤となる見守りネットワーク活動と要援護者支援マップづくり（災害時の避難支援）について、県内全域での速やかな整備・充実に向けて支援します。

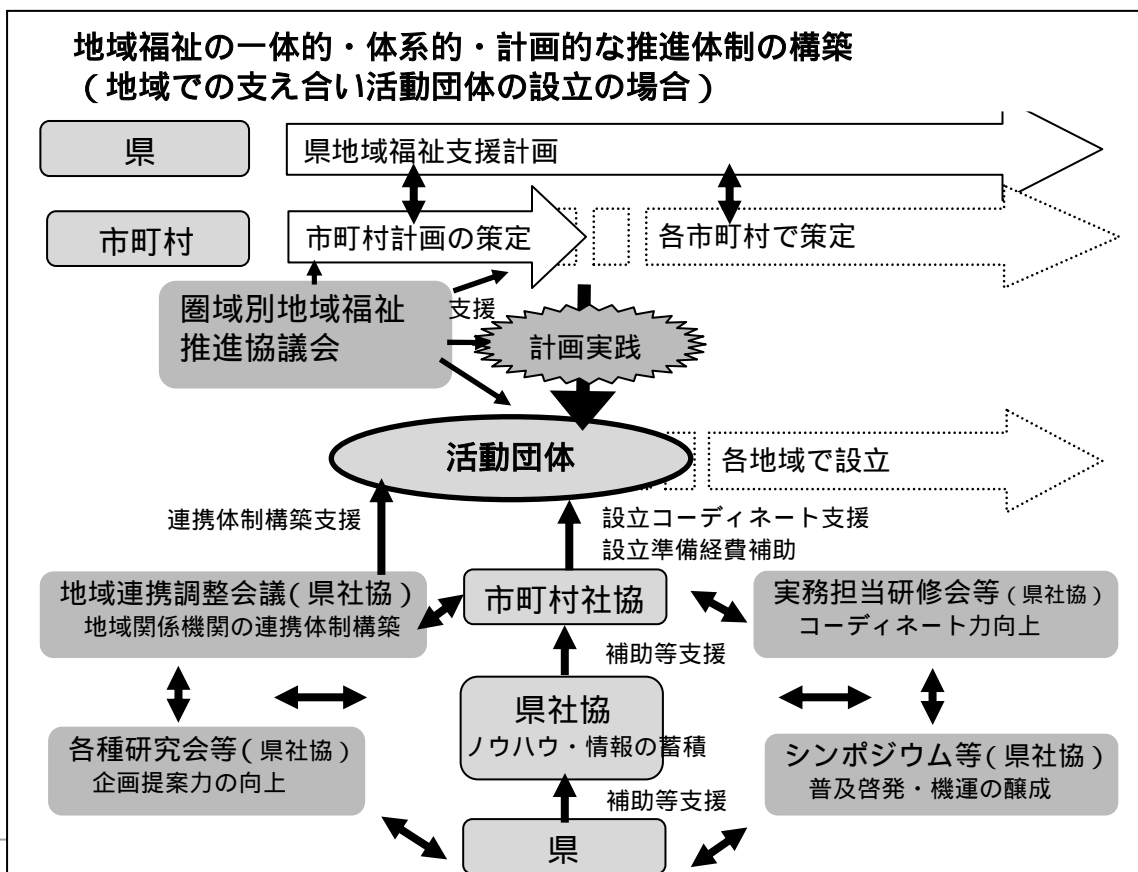
なお、ITの活用や、傾聴ボランティアの充実による活動強化など先駆的な手法について検討します。

岐阜県地域防災計画に基づく「岐阜県・災害時要援護者支援対策マニュアル（平成18年7月改定）」において、要援護者支援マップづくり（災害時の避難支援）をもとにした地域の要支援者への見守りネットワーク活動や避難支援等に関する具体的方法をマニュアル化するとともに、市町村や関係機関等を交えた検討会・研修会の開催、先進事例の紹介などにより、市町村による取り組みを支援します。

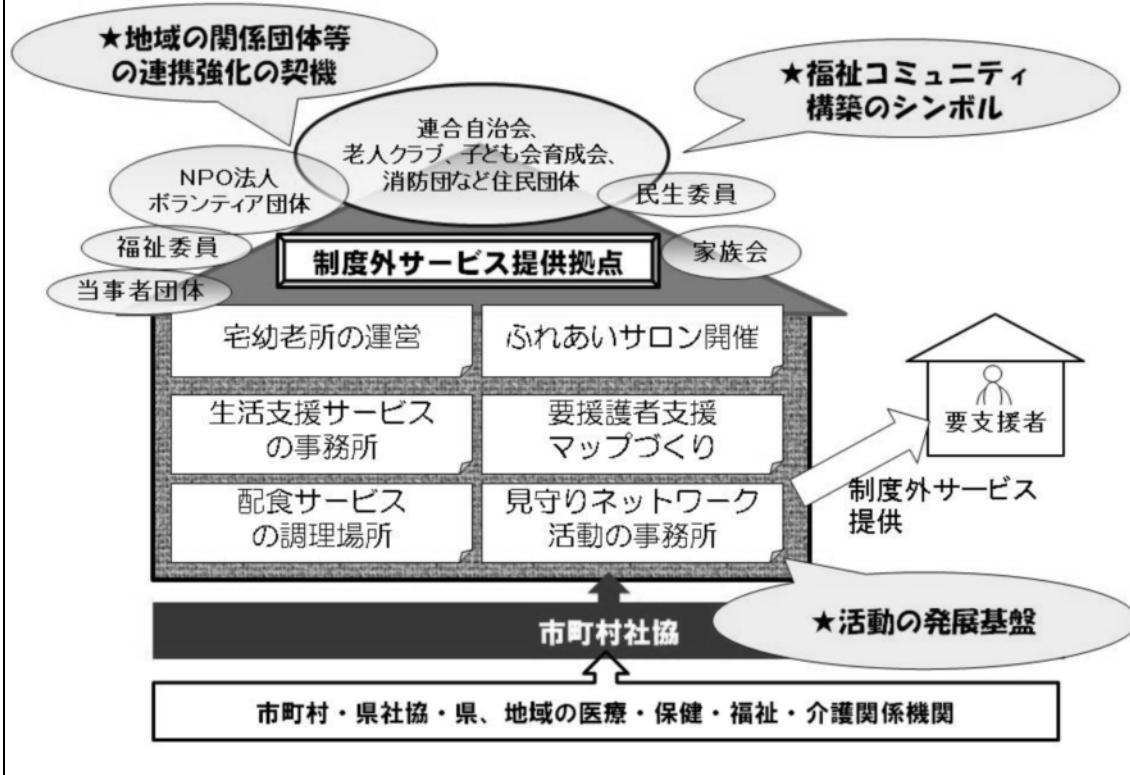
県社協との連携のもと、県内外の先駆的・モデル的な地域での支え合い活動事例について、事例報告会、研修会の開催や、各種情報提供などをはじめ、速やかに県内へ普及させていく仕組みづくりに取り組みます。

社団法人岐阜県医師会、社団法人岐阜県歯科医師会、社団法人岐阜県看護協会、県社会福祉協議会等との連携のもと、ふれあいサロン活動などでの地域住民自らによる専門的・効果的な健康づくり・介護予防活動の充実・活発化に向けた体制づくりに取り組みます。

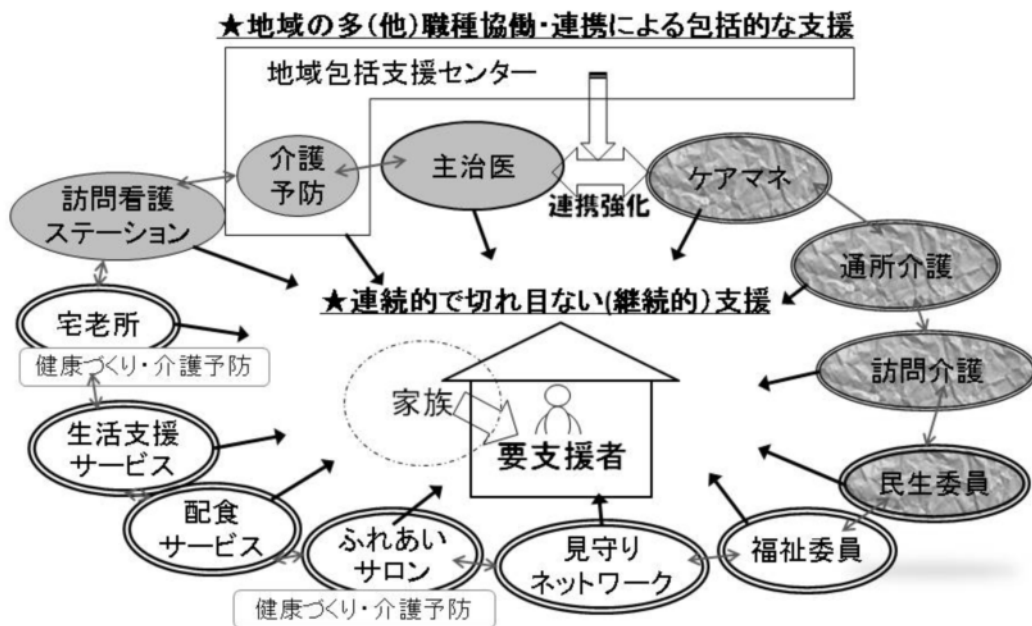
県内各地域における制度外サービスの整備・充実状況を踏まえつつ、社団法人岐阜県医師会、社団法人岐阜県歯科医師会、社団法人岐阜県看護協会、市町村、県社会福祉協議会等との連携のもと、本県の実情に応じた「地域包括ケア体制（システム）」の構築に向けて、調査・研究に取り組みます。



■支え合いの拠点づくりを契機とした制度外サービスの整備・充実



■地域包括ケア体制（高齢者対象）イメージ図



最も身近な地域福祉の担い手・民生委員の活動推進

1 経緯・現状

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、身分的には特別職の地方公務員とされています。

民生委員は、市町村や市町村社会福祉協議会をはじめ地域の関係機関との連携・協働のもと、地域で支援を必要とする方の生活状況などを適切に把握するとともに、支援を必要とする方の相談に応じ、情報提供や必要な援助に繋げるなど、最も身近な地域福祉の担い手となっていただいています。

また、災害時における対応として、平成 18 年度から「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」により、全国的に減災・防災に向けた取り組みが展開され、「見守りネットワーク活動」や「要援護者支援マップづくり(災害時の避難支援)」に繋がっています。

県内においては、平成 20 年 3 月現在、4,379 名(注)の方に委嘱されています。

(注) 民生委員・児童委員数：3,874 人、主任児童委員：505 人の計

県では、日々の活動費に対する支援のほか、各種研修会などによる民生委員の資質向上や、地域毎に設置された民生委員児童委員協議会を単位とした組織的な活動に対する支援を行ってきました。

岐阜県の民生委員活動

	相談支援件数				活動件数				訪問回数	活動日数
		在宅介護	日常的な 支 援	生活費		調査・ 実態把握	地域福祉 活動	要援護児童 発見の通告 ・仲介		
H15	142,981	29,555	17,654	12,617	323,816	54,423	85,456	3,548	432,811	444,330
H16	130,186	24,694	17,544	13,232	330,613	54,408	88,943	3,328	435,616	442,009
H17	127,039	20,015	19,957	10,949	336,760	57,006	98,614	3,059	459,593	461,164
H18	127,749	19,752	21,389	10,490	342,286	55,449	102,262	3,015	456,254	474,086
H19	124,980	17,979	25,436	9,645	358,458	56,500	108,956	1,927	478,765	478,619

「福祉行政報告例」厚生労働省

2 課題

地域の福祉課題が増大するとともに、児童虐待、孤独死、悪質商法・詐欺行為、防災・減災対策など多様化・複雑化・潜在化・深刻化する中、民生委

員に期待される役割もまた、増大するとともに、多様化・複雑化してきています。

このため、民生委員の役割の増加、負担感などを理由として、民生委員のなり手が不足しているという状況にもあります。

3 方針

県では、市町村、県社会福祉協議会等との連携のもと、民生委員の適正配置のほか、認知度と社会的評価の一層の向上、実践的な研修会等による資質の向上、地域の関係機関との連携強化や民生委員児童委員協議会の活性化支援など、次により、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の一層の活動強化を推進します。

民生委員活動の一層の効率的かつ効果的な推進に向け、市町村との連携のもと、民生委員の適正配置に取り組みます。

民生委員の役割と活動内容に関する広報啓発や、民生委員に対する表彰などにより、県民の理解・認知度と社会的評価の一層の向上を図ります。

増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する地域の福祉課題に対する適切かつ迅速な相談と援助活動に向け、民生委員の経験年数や役割に応じた、きめ細かく実践的な研修会、研究会を開催します。

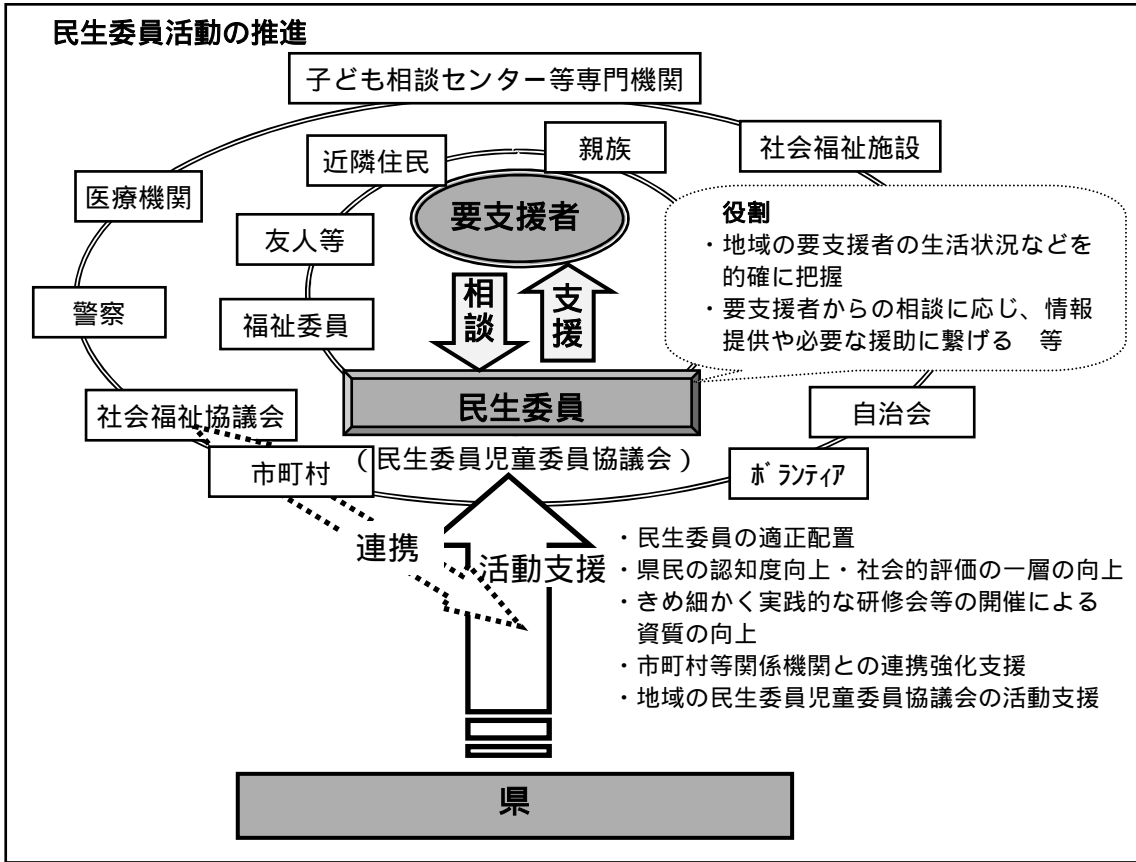
「基本施策2の(3)の 」参照

民生委員と、地域の関係機関・団体との連携・ネットワークの一層の強化を支援します。特に、個人情報に関する市町村との連携強化に向け、市町村や関係機関等を交えた検討会、研修会の開催を支援します。

「基本施策1の(2)の 」、「基本施策2の(3)の 」参照

各地域での民生委員児童委員協議会の活動の活性化を支援します。

「基本施策2の(3)の 」参照



県ボランティアセンターにおける各種情報提供及びマッチング支援

1 経緯・現状

昭和 48 年の国指針（注）以降、県や市町村におけるボランティア活動の振興拠点として、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会内にボランティアセンター（当時の名称は「奉仕銀行」）が順次設置されてきました。

岐阜県ボランティアセンターでは、地域住民による活動形態の多様化を受け、平成 18 年 4 月に名称を「岐阜県ボランティア・市民活動支援センター（以下「県ボランティアセンター」という。）」に改称し、福祉サービスを必要とする方への生活支援という観点から、各種ボランティア活動の振興拠点を目指した取り組みを展開しています。

平成 20 年 3 月現在、県社会福祉協議会と 39 市町村社会福祉協議会内にボランティアセンターが設置され、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を必要とする人とをつなぐマッチング機能のほか、ボランティア意識の醸成、情報提供、研修会等による人材育成などが行われ、平成 19 年 10 月現在で、県内で活動するボランティアの約 9 割にあたる約 1,900 団体、7 万 9 千人が県や市町村のボランティアセンターに登録されています。

（注）昭和 48 年 6 月 19 日付け「奉仕銀行の運営について」

県では、市町村ボランティアセンターの各種活動を支援するため、県社会福祉協議会が設置した県ボランティアセンターの運営と事業を支援してきました。

ボランティア団体数とボランティアセンターへの登録団体数等

	H15	H16	H17	H18	H19
ボランティア団体数（把握）	2,000	2,387	1,807	1,846	2,112
ボランティア団体登録数	1,676	2,131	1,553	1,703	1,940
登録率（％）	83.8	89.3	85.9	92.2	91.9
ボランティア数（把握）	122,849	117,759	89,010	98,175	89,553
ボランティア登録人数	89,255	96,335	69,481	78,347	79,468
登録率（％）	72.7	81.8	78.1	79.8	88.7

県ボランティアセンターまとめ。（把握）とは各市町村社協による調査結果を基にした数値。なお、H16 と H17 以降の数値に大差があるのは、市町村合併を契機に精査したことによる。

2 課題

増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する地域の福祉ニーズに対応していくためには、様々な活動を担うボランティアやボランティア団体の掘り起こしと育成が必要です。

また、県民誰もが何らかのボランティア活動に参加するようなきっかけづくりや仕組みづくり、意識の醸成も重要です。

なお、地域活動を通じて社会に貢献したいと考えているが、情報不足や、参加するきっかけがないなどの理由で、活動に繋がっていない現状もあり、マッチングを担う市町村ボランティアセンターの活性化とともに、一層の認知度の向上も求められています。

3 方針

県では、県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）による専門的な情報提供やボランティアの広域的なマッチングなど次の機能充実に向けた取り組みへの支援を通して、地域におけるボランティア活動の振興拠点である市町村ボランティアセンターの機能と認知度の向上を支援します。

各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識・ボランティア意識の高揚を図ります。

「基本施策2の(1)の 」参照

地域での支え合い活動団体の設立と活動発展を支援します。

「基本施策1の(2)の 」参照

県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）の取り組み

ボランティア意識の高揚や、ボランティアの担い手の掘り起こしと参加の呼びかけ、ボランティアセンターの認知度向上に向け、「ボランティア・市民活動の手引き」の作成をはじめ効果的な広報の実施

地域でのボランティア活動の中心となるリーダーの発掘と育成

「基本施策2の(2)の 」参照

社会福祉事業者に対するボランティア受け入れ研修など、多様なボランティアの受け皿づくり

特に、ボランティアとして参加する方の自己実現や自己啓発を可能とするとともに、支え合う福祉の心の醸成にも資する効果的な受け入れ方法に関する研修内容の充実

企業等との連携のもと、今後大量に離職することが想定されている団塊世代を対象としたボランティア活動への参加のきっかけづくり

「基本施策2の(2)の 」参照

市町村ボランティアセンターで、マッチングなどを担うボランティアコーディネーターに対する研修の実施

「基本施策2の(2)の 」参照

岐阜県ボランティア活動振興基金(注)による地域での支え合い活動団体の発展に向けた財政支援

(注)岐阜県ボランティア活動振興基金：福祉活動に関わる地域住民・民間団体の自主的で継続的なボランティア活動を育成・振興することを目的として、昭和62年に県、民間企業・団体、市町村社協等により設置
毎年度の基金果実(利子)により、NPO、ボランティア団体が実施する福祉活動に対する助成を実施

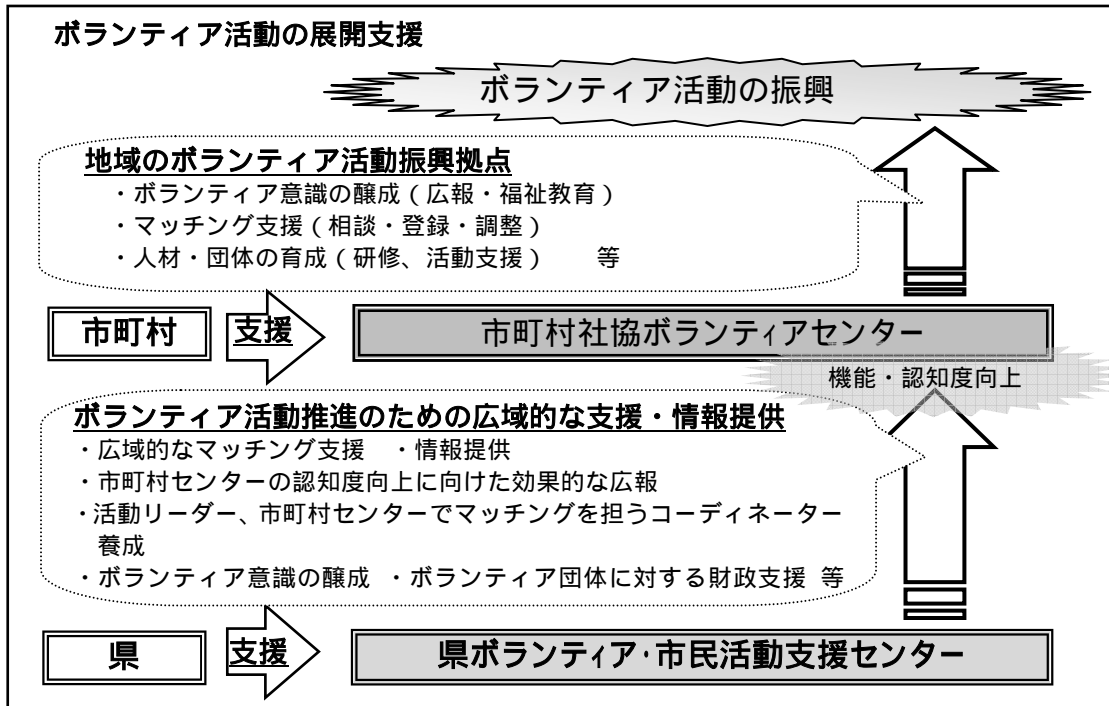
・基金総額：219,325千円(うち、県出資額100,000千円)

共同募金、岐阜県ボランティア活動振興基金、独立行政法人福祉医療機構地方分助成をはじめ、ボランティア・地域での支え合い活動を支援する多種多様な助成制度に関する情報・活用ノウハウの蓄積と提供、助成制度活用に関する相談対応

ボランティア意識の高揚を図るとともに、県内ボランティア関係者の交流・情報交換の場となるボランティアフェスティバルの開催

ボランティア活動検索システムとコーディネートシステムの充実により、市町村域を跨ぐ広域的なマッチング支援体制の強化と、県内ボランティアセンターのネットワーク・連携体制の一層の強化

NPO の支援・交流拠点である「ぎふ NPO プラザ」との連携強化



(3) 社協機能の強化支援

本県地域福祉推進の中核的団体としての県社会福祉協議会の機能強化に向けた支援

1 経緯・現状

平成12年の社会福祉法改正において、社会福祉協議会の目的が「地域福祉の推進」であることが明記されました。

市町村社会福祉協議会は、福祉活動専門員やボランティアコーディネーターによる住民活動への支援とともに、生活福祉資金の貸付窓口、日常生活自立支援制度の推進など、住民に最も身近な地域福祉の推進母体・拠点としての役割を担っています。

また、42市町村社会福祉協議会のうち40社協において、介護保険事業の担い手ともなっています。

県社会福祉協議会は、広域的な観点から、福祉活動指導員による地域福祉に関する調査・研究・企画（注）をはじめ市町村社会福祉協議会への支援とともに、福祉人材の養成と確保支援、社会福祉事業の経営に関する指導と助言など、本県地域福祉の中核的な推進団体としての役割を担っています。

（注）最近の主な調査研究成果

- ・H15年2月「福祉サービス利用援助事業推進マニュアル」
- ・H16年3月「市町村社協の法人合併の手引き」
- ・H16年3月「社会福祉協議会モデル就業規則」
- ・H16年3月「地域福祉活動計画アウトライン」
- ・H16年3月及びH18年3月「災害救助ボランティア活動マニュアル」
- ・H17年2月「住民参加・互助在宅福祉サービスの組織運営・事業経営マニュアル」
- ・H17年3月「宅幼老所の企画について」
- ・H18年3月「岐阜県ボランティア市民活動センターあり方研究会報告」
- ・H18年3月「指定管理者制度における社協指定について」
- ・H18年3月「社会福祉協議会における個人情報保護に関する適正な取り扱いについて」
- ・H18年3月「防災自主組織と小地域活動について」
- ・H19年3月「市町村社会福祉協議会による法人後見に関する研究委員会報告書」
- ・H20年3月「地域福祉活動計画の策定について」

県では、県社会福祉協議会に対して、運営費補助をはじめとする支援を行ってきました。

2 課題

管内に介護保険事業所が参入していないことや、活動財源の確保などのため、介護保険事業などの制度サービスに重点を置かざるを得ない市町村社会福祉協議会もあります。

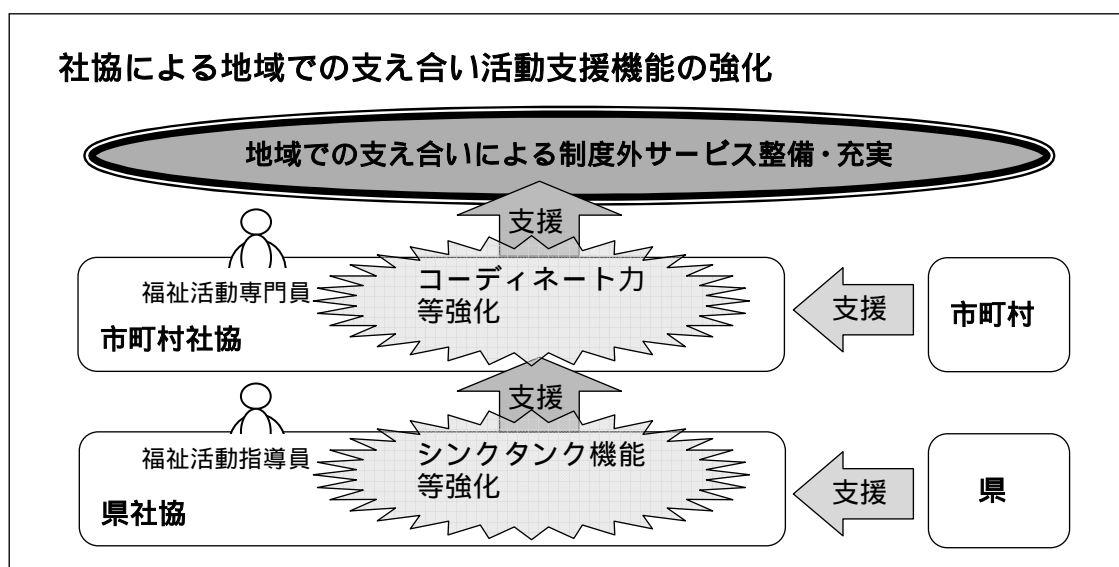
しかし、社会福祉協議会の本来の目的は、地域福祉の推進を図ることにあり、「施設」から「地域（在宅）」が重視されるなど、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会には、地域福祉の推進母体としての機能を一層発揮し、特に地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実に向けたコーディネート力等を強化していくことが求められています。

3 方針

県では、本県地域福祉の中核的な推進団体である県社会福祉協議会の運営と、その機能強化に向けた取り組みを支援します。

特に、福祉活動指導員が中心となった、市町村社会福祉協議会の制度外サービス整備・充実に関するコーディネート機能強化に向けた取り組みと、本県地域福祉の推進に関するシンクタンク機能の強化に向けた取り組みを支援します。

「基本施策2の(2)の 」参照



地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実に向けた数値目標

項 目	H20 年度末等実績 (注 1)	H25 年度末目標
市町村地域福祉計画策定済市町村数	37 市町村	42 市町村
団体づくりに対する県支援制度を活用して団体を設立した市町村数	4 市町村	42 市町村
拠点づくりに対する県支援制度の活用箇所数	0 ヶ所	200 ヶ所
見守りネットワーク活動実施率	50.8% 約 2,721/5,359 自治会等	100% 8,488/8,488 自治会等
要援護者支援マップづくり (災害時の避難支援)作成率	31.0% 13/42 市町村	100% 42/42 市町村
ふれあいサロン活動(高齢者)実施率	41.9% 約 2,026/4,830 自治会等	55%(注 2) 4,668/8,488 自治会等
住民参加による配食サービス実施率	46.6% 約 178/382 小学校区	60%(注 2) 228/382 小学校区
助け合い(生活支援)活動実施率	7.1% 約 27/382 小学校区	20%(注 2) 77/382 小学校区
宅幼老所の設置率	9.9% 約 38/382 小学校区	25%(注 2) 88/382 小学校区

(注 1) H20 年度末等実績： 及び は H21 年 3 月時点の見込み数値、
～ は H21 年 1 月現在の実績(実施状況未把握等の市町村を除く)

(注 2) 及び の県支援制度の活用等により、H25 年度末時点で、県内 50(年間 10 程度)の小学校区内において、追加実施を目標

- ・ H25 年度末目標：(382 × 41.9%(H20 推計実績) + 50 小学校区) ÷ 382 小学校区数 55%
- ・ H25 年度末目標：(178(H20 実績) + 50 小学校区) ÷ 382 小学校区数 60%
- ・ H25 年度末目標：(27(H20 実績) + 50 小学校区) ÷ 382 小学校区数 20%
- ・ H25 年度末目標：(38(H20 実績) + 50 小学校区) ÷ 382 小学校区数 25%